

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(56) [略]</p> <p>(57) [略]</p> <p>(58) [略]</p> <p>(59) [略]</p> <p>(60) [略]</p> <p>(61) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) [略]</p> <p>(36) 給与簿規則第19条の規定により支払監理の実施計画を立案すること。</p> <p>(37)～(50) [略]</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(56) [略]</p> <p><u>(57) 職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年岩手県人事委員会規則第20号）第4条の2の規定により配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について承認すること。</u></p> <p>(58) [略]</p> <p>(59) [略]</p> <p>(60) [略]</p> <p>(61) [略]</p> <p>(62) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) [略]</p> <p>(36) 給与簿規則第20条の規定による支払監理の実施に係る計画を立案すること。</p> <p>(37)～(50) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。